

3 各省各庁の長は、前二項の規定により債権の管理に関する事務を委任した職員又は当該職員の事務の一部を分掌させた職員に事故がある場合（これらの職員が会計法第四条の二第四項（同法第二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は第五項の規定により指定された官職にある者である場合には、その官職にある者が欠けたときを含む。）において、必要があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる職員にその事務を代理させることができる。

4 第一項第一号に掲げる事務 岳入徵收官代理又は分任歳入徵收官代理若しくは当該事務を分掌させた職員以外の職員

5 第一項第二号に掲げる事務 支出官代理（官署支出官の事務を代理する職員に限る。第五項において同じ。）

三 第一項第三号に掲げる事務 当該事務を委任し、又は分掌させた職員以外の職員

4 各省各庁の長は、第一項第二号に掲げる事務を同項又は前項の規定により委任し、又は代理される場合において、財務省令で定める特別の事情があるときは、同号又は同項第二号に掲げる職員以外の職員にその事務を委任し、又は代理させることができる。

5 各省各庁の長は、前各項の規定により歳入徵收官、分任歳入徵收官、歳入徵收官代理、分任歳入徵收官代理、官署支出官及び支出官代理以外の職員に債権の管理に関する事務を委任し、分掌させ、又は代理させる場合において、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、分掌させ、又は代理させることができる。

6 各省各庁の長は、前項に規定する場合において、他の各省各庁に所属する職員に当該事務を委任し、分掌させ、又は代理させるときは、当該職員及びその委任、分掌又は代理が同項の規定に基づいて官職の指定により行なわれる場合には、その同意は、その指定しようとする官職及び行省各庁の長の同意を得なければならない。ただし、その委任、分掌又は代理が同項の規定に基づいて官職の指定により行なわれる場合には、その同意は、その指定しようとする官職及び行省各庁の長の同意を得なければならない。たゞなわせようとする事務の範囲についてあれば足りる。

第五条の二 各省各庁の長は、法第五条第三項の規定により当該各省各庁又は他の各省各庁に所

2 各省各庁の長は、法第五条第三項の規定により当該各省各庁に所属する職員に同項に規定する債権の管理に関する事務の一部を処理させる場合には、その処理の範囲を明らかにしなければならない。

3 都道府県の知事は、各省各庁の長から前項の規定により同意を求められた場合には、その内容について同意をするかどうかを決定し、同意を認めなければならぬ。

4 都道府設置法第五十条の委員長若しくは長官、内閣府設置法第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、宮内庁長官、宮内庁第十七条第一項の地方支分部局の長、国家行政組織法第六条の委員長若しくは長官、同法第九条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる職員に委任することができる。この場合において、各省各庁の長は、同項の規定により当該事務を処理させる職員（当該各省各庁に置かれた官職を指定することによりその官職にある者に当該事務を処理させる場合には、その官職）の範囲及びその処理させる事務の範囲を定めるものとする。

5 前条第五項及び第六項の規定は、各省各庁の長が法第五条第三項の規定により当該各省各庁又は他の各省各庁に所属する職員に同項に規定する債権の管理に関する事務の一部を処理する事務の一部を処理させることによるものとする。

6 法第五条第三項の規定により同項に規定する債権の管理に関する事務の一部を処理する事務（次項において「代行機関」という。）は、当該債権の管理に関する事務を行なう歳入徵收官等の名において、その事務を処理するものとする。

7 代行機関は、第一項又は第二項に規定する範囲内の事務であつても、その所属する歳入徵收官等において処理することが適當である旨の申出をし、かつ、当該歳入徵收官等がこれを相当と認めた事務及び歳入徵收官等が自ら処理する特別の必要があるものとして指定した事務については、その処理をしないものとする。

（都道府県が行う管理事務）

第六条 各省各庁の長は、法第五条第二項又は第四項の規定により債権の管理に関する事務を都道府県の知事又は知事の指定する職員が行うこととなる事務として定める場合には、当該知事又は知事の指定する職員が行うこととなる事務の範囲を明らかにして、当該知事又は知事の指

2 定する職員が債権の管理に関する事務を行なうこととなることについて、あらかじめ当該知事の同意を認めなければならない。

3 都道府県の知事は、各省各庁の長から前項の規定により同意を認められた場合には、その内容について同意をするかどうかを決定し、同意を認めなければならぬ。

4 都道府設置法第五十条の委員長若しくは長官、内閣府設置法第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、宮内庁長官、宮内庁第十七条第一項の地方支分部局の長、国家行政組織法第六条の委員長若しくは長官、同法第九条の地方支分部局の長又はこれらに準ずる職員に委任することができる。この場合において、各省各庁の長は、同項の規定により当該事務を処理させることにより、その職にある者に当該事務を処理させることによるものとする。

5 前項の場合において、都道府県に置かれた職務を行う者（同項後段の規定により都道府県に置かれた職を指定した場合においてはその職）を、同意をしない決定をしたときは同意をしておらず、前項の場合において、都道府県に置かれた職務を行う者（同項後段の規定により都道府県に置かれた職を指定した場合においてはその職）を、同意をしない決定をしたときは同意をしていない旨を各省各庁の長に通知するものとする。

（管理事務の引継ぎ）

第七条 各省各庁の長は、当該各省各庁の所掌事務に係る債権について、債務者の住所の変更その他他の事情により必要があると認めるときは、財務省令で定めるところにより、当該債権に係る歳入徵收官等の事務を他の歳入徵收官等に引き継がせるものとする。

2 四 延滞金に係る債権 当該延滞金に附することとなつてゐる債権が履行期限のあるものである場合には、当該履行期限が経過したとき、当該債権が損害賠償金又は不当利得による返還金に係るものである場合には、当該債権又は返還の請求をするとき。

五 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第十一条第一項に規定する加算金で返還すべき補助金等に關し納付すべきもの、法第三十六条第十号に掲げる事項についての契約の定をした貸付金に係る債権につきその定に従つて納付される金額に係る債権その他法令又は契約の定めるところにより一定の期間に応じて附する加算金に係る債権 当該補助金等の返還金の返還を命じ、当該貸付金に係る履行期限を繰り上げる旨の指示又は決定をし、その他の事務を行なう歳入徵收官等が當該補助金等の返還金の返還を命じ、当該貸付金に係る履行期限を繰り上げる旨の指示又は決定をし、その他の事務を行なう歳入徵收官等が當該加算金を附すこととなつたとき。

六 金銭の給付以外の給付を目的とする国債の定めによるものとし、当該債権に付する金額に係る債権その他の債権の履行の遅滞に係る損害賠償金その他これに類する徵収金に係る債権で債権額が一定の期間に応じて算定されることがとなつてゐるものとし、当該権利の履行期限が経過したとき。

（帳簿への記載又は記録を行なべき時期の特例）

第七条 法第十二条第一項に規定する政令で定める債権は、次の各号に掲げる債権とし、同項に規定する政令で定めるときは、当該債権について当該各号に掲げるときとする。

（帳簿への記載又は記録を行なべき場合）

第八条 法第十二条第一項に規定する政令で定める債権は、次の各号に掲げる債権とし、同項に規定する政令で定めるときは、当該債権について当該各号に掲げるときとする。

（帳簿への記載又は記録を行なるべき場合）

第九条 法第十二条第一項に規定する政令で定める場合の場合は、次に掲げる場合とする。

一 歳入徵收官等が、その所掌に属すべき債権は記録されていないものについて、その全部でまだ法第十二条第一項に規定する帳簿（以下「債権管理簿」という。）に記載され、又は記録されていないものについて、その全部が消滅していることを確認した場合

二 歳入徵收官等が、国の施設への入場者から徴収することとされていいる料金に係る債権（当該入場者に対するものに限る。）について、その料金を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として各省各庁の長が指定するものにより立て替えて納付されるものであることを確認した場合

三 前項第一号の場合においては、歳入徵收官等は、財務大臣の定めるところにより、当該債権

について債権管理簿に記載し、又は記録することができなかつた理由を明らかにしておかなければならぬ。ただし、当該債権が次に掲げる債権に該当する場合は、この限りでない。

一 法令又は契約により債権金額の全部をその発生と同時に納付すべきこととなつてゐる債権

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六百六十七条第一項若しくは第六百六十九条第六項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百三十条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四条）第三十二条又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十四条の規定により国が報酬又は賃金から控除する保険料に係る債権

三 恩給金額分担及国庫納金收入等取扱規則（大正十二年勅令第四百三十九号）第十一条第一項の規定により俸給又は給料から控除する金額に係る債権及び同規則第十一條第二項たゞし書の規定により納付する金額に係る債権

四 予算決算及び会計令第六十二条第一項の規定による納付金及びこれに準ずる返納金で現金出納職員が隔地の債権者又は他の現金出納職員に現金の支払をするため日本銀行に交付した資金に係るものに係る債権

五 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百十二号）第一項又は第二項の規定による納付金に係る債権

六 接收貴金属等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第百三十五号）第十六条の規定による納付金に係る債権

（調査、確認及び記帳を要する事項）

第七条 法第十二条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 債権の発生原因

二 債権の発生年度

三 債権の種類

四 利率その他利息に関する事項

五 延滞金に関する事項

六 債務者の資産又は業務の状況に関する事項

七 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項

八 解除条件

九 その他各省各府の長が定める事項

について債権管理簿に記載し、又は記録することができなかつた理由を明らかにしておかなければならぬ。ただし、当該債権が次に掲げる債権に該当する場合は、この限りでない。

一 法令又は契約により債権金額の全部をその発生と同時に納付すべきこととなつてゐる債権

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六百六十七条第一項若しくは第六百六十九条第六項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百三十条、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四条）第三十二条又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十四条の規定により国が報酬又は賃金から控除する保険料に係る債権

三 恩給金額分担及国庫納金收入等取扱規則（大正十二年勅令第四百三十九号）第十一条第一項の規定により俸給又は給料から控除する金額に係る債権及び同規則第十一條第二項たゞし書の規定により納付する金額に係る債権

四 予算決算及び会計令第六十二条第一項の規定による納付金及びこれに準ずる返納金で現金出納職員が隔地の債権者又は他の現金出納職員に現金の支払をするため日本銀行に交付した資金に係るものに係る債権

五 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律施行令（昭和二十七年政令第百十二号）第一項又は第二項の規定による納付金に係る債権

六 接收貴金属等の処理に関する法律（昭和三十四年法律第百三十五号）第十六条の規定による納付金に係る債権

（調査、確認及び記帳を要する事項）

第七条 法第十二条第一項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 債権の発生原因

二 債権の発生年度

三 債権の種類

四 利率その他利息に関する事項

五 延滞金に関する事項

六 債務者の資産又は業務の状況に関する事項

七 担保（保証人の保証を含む。以下同じ。）に関する事項

八 解除条件

九 その他各省各府の長が定める事項

2 歳入徵收官等は、債権の管理上支障がないと認められるときは、財務省令で定めるところに省略することができる。

3 第八条第四号から第六号までに掲げる債権又は記録を要しない。

4 第一項第二号に掲げる債権の発生年度の区分及び同項第三号に掲げる債権の種類は、財務省令で定める。

5 歳入徵收官等は、法第十二条の規定により外國通貨をもつて表示される債権の内容に関する事項を債権管理簿に記載し、又は記録するときは、債権金額を当該外国通貨をもつて表示し、財務大臣が定める外國為替相場でこれを換算した本邦通貨の金額を付記するものとする。

6 歳入徵收官等は、法第二十条第一項に規定する担保物及び債権又はその担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件の保存に関する事項を債権管理簿に記載し、又は記録しなければならない。

7 歳入徵收官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載し、又は記録したものについてその管理に関する事務の処理上必要な措置をとつたとき、当該債権が消滅したことを確認したとき、又はその管理に關係する事実で当該事務の処理上必要なものがあると認めるときは、その都度遅滞なく、これらの内容を債権管理簿に記載し、又は記録しなければならない。

（債権の発生又は帰属の通知）

3 予算決算及び会計令第二十九条の規定は、第一項の規定による納入の告知について準用する。（納入の告知に係る手続をしない債権）

4 第十四条 法第十三条第一項に規定する政令で定める債権は、次に掲げる債権とする。

一 第九条第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる債権

二 職員に對して支給する給与の返納金に係る債権で債権金額の全部に相当する金額をその支払った日の属する年度内において当該職員に対して支払うべき給与の金額から一時に控除して徴収することができるもの（特定の歳入金に係る債権についての納入の告知等）

5 第十四条の二 分任歳入徵收官以外の者で第五条第二項の規定により歳入金に係る債権の管理に関する事務を分掌するものは、その債権について納入の告知、履行の督促又は保証人に対する履行の請求を必要とするときは、当該債権に係る歳入の徵収に関する事務を取り扱う歳入徵收官又は分任歳入徵收官に對してこれらの措置をとるべきことを請求するものとする。ただし、必要に応じ、みずから履行の督促をすることを妨げない。

（納付の委託）

6 第十五条 法第十四条第一項の規定により歳入徵收官等が納付の委託に應ずることができる有価証券は、財務省令で定める小切手、約束手形及び為替手形とする。歳入徵收官等は、法第十四条第一項の規定により歳入徵收官等に通知した債権につれて整理するものとする。

7 歳入徵收官等は、當該納付の委託を申し出た者に交付するものとする。

（自力執行の手続）

8 歳入徵收官等は、その所掌に属する債

権で國稅徵収又は國稅滯納処分の例によつて徵

収するものの全部又は一部が督促の後相当の期

間を経過してもなお履行されない場合には、當

該債権について法令の規定により滯納処分を執

行することができる者に對し、滯納処分の手続

をとることを求めなければならない。

（担保の種類及び提供の手続等）

9 歳入徵收官等は、法第十八条第一項の規定により担保の提供を求める場合において、

法令又は契約に別段の定がないときは、次に掲

げる担保の提供を求めなければならない。ただ

し、當該担保の提供ができないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合におい

ては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

10 国債及び地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

11 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

12 土地並びに保険に附した建物、立木、船

舶、航空機、自動車及び建設機械

に対し支払うべき給与の金額から一時に控

除して徴収することができるもの（特定の歳入金に係る債権についての納入の告

知等）

13 土地並びに保険に附した建物、立木、船

舶、航空機、自動車及び建設機械

に対し支払うべき給与の金額から一時に控

除して徴収することができるもの（特定の歳入金に係る債権についての納入の告

知等）

14 鉄道財團、工場財團、鉱業財團、軌道財

團、運河財團、漁業財團、港湾運送事業財團

及び道路交通事業財團

15 有価証券

16 地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

17 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

18 土地並びに保険に附した建物、立木、船

舶、航空機、自動車及び建設機械

に対し支払うべき給与の金額から一時に控

除して徴収することができるもの（特定の歳入金に係る債権についての納入の告

知等）

19 鉄道財團、工場財團、鉱業財團、軌道財

團、運河財團、漁業財團、港湾運送事業財團

及び道路交通事業財團

20 有価証券

21 地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

22 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

23 地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

24 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

25 地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

26 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

27 地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

28 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

29 地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

30 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

31 地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

32 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

33 地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

34 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

35 地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

36 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

37 地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

38 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

39 地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

40 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

41 地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

42 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

43 地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

44 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

45 地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

46 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

47 地方債（港湾法（昭和二十一年法

律第二百十八号）第三十条第一項の規定によ

り港務局が発行する債券を含む。以下同じ。）

48 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

49 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

50 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

51 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

52 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

むを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることをもつて足

りる。

53 歳入徵收官等が確実と認める社債その他の

債権についての提供を認められないことについてや

(徴収停止ができる場合)

第二十条 法第二十一条第一項第二号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえると認められる場合において、優先債権等がそのこえると認められる額の全部の弁済を受けるべきとき。

二 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと見込まれるとき。

三 歳入徵収官等が債権の履行の請求又は保全の措置をとつた後、債務者が本邦に住所又は居所を有しないこととなつた場合において、再び本邦に住所又は居所を有することとなる見込がなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと見込まれるとき。

四 歳入徵収官等が債権の履行の請求又は保全の措置をとつた後、債務者が本邦に住所又は居所を有しないこととなつた場合において、再び本邦に住所又は居所を有することとなる見込がなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと見込まれるとき。

第二十一条 法第二十二条第二項に規定する政令で定める場合は、相殺又は充当をすることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるものとして各省各府の長が定める場合とする。(消滅に関する通知)

第二十二条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、第五条第二項の規定により分任歳入徵収官以外の者が歳入金に係る債権の管理に関する事務を分掌する場合における当該債権に係る歳入の徵収に関する事務を取り扱う歳入徵収官又は分任歳入徵収官とする。法第二十三条の規定による通知は、次の各号に掲げる者が当該各号に掲げるときに行うものとする。

一 現金出納職員及び日本銀行歳入金に係る債権以外の債権について国のために弁済の受領をしたとき。

二 法令の規定に基き金銭(証券を以てする歳入納付の法律(大正五年法律第十号)により金銭に代えて納付される証券を含む。)以外の財産の出納保管の事務を行う者法令の規定により当該財産をもつて国のために弁済の受領をしたとき。

三 法第十二条第一号に掲げる者 同号に規定する契約その他の行為について解除又は取消があつたとき。

四 前項に規定する歳入徵収官又は分任歳入徵収官歳入金に係る債権について国のためにあることがあることが明らかなことと見込まれるとき。

(通知等の省略)

二 法第十二条の規定による通知 取扱いの各号に掲げる場合には、省略することができる。

三 法第十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

四 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

五 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

六 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

七 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

八 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

九 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

十 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

十一 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

十二 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

十三 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

十四 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

十五 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

十六 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

十七 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

十八 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

十九 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

二十 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

二十一 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

二十二 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

二十三 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

二十四 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

二十五 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

二十六 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

二十七 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

二十八 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

二十九 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

三十 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

三十一 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

三十二 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

三十三 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

三十四 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

三十五 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

三十六 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

三十七 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

三十八 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

三十九 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

四十 法第二十二条第一項の規定による請求及び掲げる者が歳入徵収官等を兼ねる場合

(履行延期の特約等の手続)

第二十五条 法第二十四条の規定による履行延期の特約等は、債務者からの書面による申請に基づいて行うものとする。ただし、外国を債務者の旨の報告を受けたとき、及び当該債権との債務との間における相殺の意思表示を債務者から受けたとき。

一 担保として提供すべき適当な物件がない場合

二 債務者から受けたとき。

三 履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものである場合

四 担保として提供すべき適当な物件がない場合

五 担保として提供すべき適当な物件がない場合

六 担保として提供すべき適当な物件がない場合

七 担保として提供すべき適当な物件がない場合

八 担保として提供すべき適当な物件がない場合

九 担保として提供すべき適当な物件がない場合

十 担保として提供すべき適当な物件がない場合

十一 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十二 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十三 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十四 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十五 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十六 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十七 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十八 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十九 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十一 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十二 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十三 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十四 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十五 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十六 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十七 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十八 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十九 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二 同一債務者に対する債権金額の合計額が十萬円未満である場合

三 履行延期の特約等をする債権が債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係るものである場合

四 担保として提供すべき適當な物件がない場合

五 担保として提供すべき適當な物件がない場合

六 担保として提供すべき適當な物件がない場合

七 担保として提供すべき適當な物件がない場合

八 担保として提供すべき適當な物件がない場合

九 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十一 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十二 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十三 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十四 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十五 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十六 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十七 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十八 担保として提供すべき適當な物件がない場合

十九 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十一 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十二 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十三 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十四 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十五 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十六 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十七 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十八 担保として提供すべき適當な物件がない場合

二十九 担保として提供すべき適當な物件がない場合

三十 担保として提供すべき適當な物件がない場合

三十一 担保として提供すべき適當な物件がない場合

三十二 担保として提供すべき適當な物件がない場合

(履行延期の特約等に附する条件)

第三十一条 島入徵收官等は、法第二十六条第一項ただし書の規定により担保の提供を免除し、又は延納利息を附さないこととした場合においても、債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めるときは、担保を提供させ、又は延納利息を附することとする。が附されている場合

第三十二条 法第二十六条第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 履行延期の特約等をする債権に確実な担保

(債務名義を取得することを要しない場合)

二 第二十八条第二号又は第三号に掲げる場合

三 強制執行をすることが公の事務又は事業の遂行を阻害する等公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがある場合

二 前項各号に掲げる場合のほか、島入徵收官等は、債務者が無資力であることにより債務名義

を取得するための要する費用を支弁することができないと認める場合においては、その債務者

が当該費用及び債権金額をあわせて支払うこと

ができることとなるときまで、債務名義を取得

するために必要な措置をとらないことができ

る。

(利率を引き下げる特約等の手続)

第三十三条 法第二十九条の規定による利率を引き下げる特約及び法第三十二条の規定による債権の免除は、債務者からの書面による申請に基

いて行うものとする。

(延滞金を免除することができる範囲)

で定める国が設置する教育施設において教育を受けた者のために設けられた寄宿舎の使用料に係

る債権

二 国が設置する病院、診療所、療養所その他

の医療施設における療養費に係る債権

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第二十五項に規定する補助具の完渡し、貸付け又は修理に係る債権

四 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)第二十条第二項に規定する一部負担金に係る債権

五 債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返還金に係る債権

2 法第三十三条第三項に規定する債権及びこれに係る延滞金について同項の規定により免除することができる金額は、同項に規定する延滞金の額に相当する金額の範囲内において各省各局の長が定める額をこえないものとする。

第五章 債権に関する契約等の内容
(契約の内容について別段の定を要しない場合)

第三十五条 法第三十五条に規定する政令で定める場合は、双方契約に基づく國の債権に係る履行期限が國の債権の履行期限以前とされている場合とする。

第三十六条 契約等担当職員が法第三十五条の規定により同条第一号に規定する事項についての定をする場合においては、同号に規定する一定の基準は、第二十九条本文に規定する率を下つてはならない。

(履行期限を繰り上げた場合に加算して納付させる金額)

第三十七条 法第三十六条第十号に規定する政令で定める金額は、同号に掲げる事項についての契約の定により履行期限を繰り上げた貸付金の貸付日の翌日から履行するまでの期間に応じ、当該貸付金の額(債務者がその一部を履行した場合における当該履行日の翌日以後の期間については、その額から既に履行した額を控除した額)に対し、財務大臣が一般金融市场における金利を勘案して定める率から当該貸付金の利率を控除した率を乗じて得た金額とする。

2 契約等担当職員は、法第三十六条第十号に規定する事項についての契約の定で前項の規定により算出した額を下る金額を納付させることとする。

3 各省各府の長は、前項の承認をする場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

第六章 雜則
(債権現在額報告書の内容)

第三十八条 各省各府の長は、法第三十九条の規定により債権の毎年度末における現在額の報告書を作成する場合には、島入徵收官等(第二条各号に掲げる債権を除く。)の確認のために必要な事項を債権管理官に通知しなければならない。

4 各省各府の長は、この政令の施行前に発生し、又は國に帰属した延滞金に係る債権(国税徴収又は国税滞納処分の例によつて徴収する債権を除く。)でこの政令の施行の際現に存するものについて、当該延滞金を付することとなつてゐる債権の徴収上國に生ずべき不利益を最少限度にとどめるためやむを得ないと認められる範囲内において、その一部に相当する金額を免除することができる。この場合において、その金額は、当該延滞金の金額と当該年

度において発生した債権の金額とに区分し、さらに、それぞれの金額を当該年度末までに履行期限が到来した額と履行期限がまだ到来しない額とに細分して、その内訳を明らかにしなければならない。

(出納整理期間中に消滅した額を除いて現在額を計算する債権)

第三十九条 法第三十九条に規定する政令で定めたる債権は、島入徵收官に係る返納金に係る債権のうち、これらの債権に基づいて翌年度の四月三十日までに収納された金額が法令の規定により当該年度所属の島入金、又は島出の金額への戻入金として整理されるものとする。

第四十条 法第三十九条の報告書及び法第四十条第一項の債権現在額計算書の様式及び作成方法は、財務省令で定める。

第四十一条 この政令に定めるもののほか、この政令の施行に関し必要な事項は、財務省令で定める。

附 則
(省令への委任)
1 この政令は、法の施行の日(昭和三十二年一月十日)から施行する。

2 次に掲げる命令は、廃止する。

一 政府貸付金処理に関する法律施行令(昭和二十年勅令第二百五十二号)

1 この政令は、昭和三十二年七月九日政令第一八号(昭和三十二年四月一日から施行する)抄

額から当該延滞金の計算の基準となつてゐる金額に第二十九条の規定に準じ同条に規定する率を乗じて得た金額を控除した金額の範囲内において財務大臣に協議して定める額とする。

第四十二条 法第三十九条に規定する政令で定めたる債権は、島入徵收官等は、第二十八条各号又は第三十九条に掲げる場合のほか、石油公団法及び金属業事業団法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第九十三号)附則第二条第一項の規定により国が承継する債権について履行期限の特約等をする場合には、当該債権が消滅するまでの間は、担保の提供を免除し、又は延納利息を付さないことができる。

附 則
(昭和三十二年三月三一日政令第四八号)抄

1 この政令は、昭和三十二年三月三一日から施行する。

附 則
(昭和三十二年三月三一日政令第四九号)抄

1 この政令は、昭和三十二年三月三一日から施行する。

附 則
(昭和三十二年三月三一日政令第一八号)抄

1 この政令は、昭和三十二年三月三一日から施行する。

1 この政令は、昭和三十二年三月三一日から施行する。

1 (施行期日)
この政令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和六年六月十日）から施行する。

（国の債権の管理等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 第二条の規定による改正後の国の債権の管理等に関する法律施行令第三条第四号の規定の適用については、改正法の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「旧入管法」という。）第五十四条第二項の規定により仮放免されている者又は改正法附則第九条第一項の規定によりなお従前の例により仮放免される者に係る同条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧入管法第五十五条第二項の規定による没取金は、同号に掲げる徵収金とみなす。